四　利子補給金の支給の期間に関する事項
五　利子補給金の支給の停止に関する事項
六　その他利子補給金の支給に関し必要な事項
3　法第三十三条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項
二　法第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務の支援の対象となる認定供給確保事業者に対する監査に関する事項
三　法第三十一条第三項第三号に掲げる業務で得た情報の管理及び保持に関する事項
四　法第三十一条第三項第四号に掲げる業務に係る相談窓口の設置に関する事項
（事業計画等）
第十条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、様式第五による申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。
2　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項後段の規定による事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した様式第六による申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて主務大臣に提出しなければならない。
（事業報告書等の提出）
第十一条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第三項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に当該安定供給確保支援法人の貸借対照表を添えて主務大臣に提出しなければならない。
（区分経理の方法）
第十二条　安定供給確保支援法人は、法第三十六条の規定により経理を区分して整理するに当たっては、同条に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及び費用については、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。
（安定供給確保支援法人の帳簿等の整備）
第十三条　安定供給確保支援法人は、法第三十八条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
2　法第三十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　安定供給確保支援業務の実施状況
二　国から交付された補助金の額の総額
三　国から交付された補助金の執行状況
四　法第三十六条各号の業務ごとに充てた補助金の額
五　安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金の総額
3　前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。
（安定供給確保支援業務の休廃止の許可の申請）
第十四条　安定供給確保支援法人は、法第四十条第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　休止又は廃止しようとする安定供給確保支援業務の範囲
二　休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
三　休止又は廃止の理由
四　安定供給確保支援業務の引継ぎに関する事項
五　安定供給確保支援業務により得た財産及び基金の取扱いに関する事項
（安定供給確保支援業務の引継ぎ）
第十五条　法第四十一条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る安定供給確保支援法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　主務大臣が新たに選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務を引き継ぐこと。
二　主務大臣が新たに選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務に関する帳簿その他の書類を引き継ぐこと。
三　主務大臣が新たに選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務に係る財産（次号による国庫に納付する金額を除く。）を帰属させること。
四　交付を受けた補助金のうち、主務大臣が定める額を国庫に納付すること。
五　その他主務大臣が必要と認める事項
（申請等の方法）
第十六条　法第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第八項、法第三十五条第一項及び第三項、第四十条第一項並びに第二条、第七条、第八条、第十条、第十一条及び第十四条の規定による指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を二以上の主務大臣に提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書等は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
（立入検査の証明書）
第十七条　法第四十八条第六項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第八によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。